

完了検査、中間検査申請時受付チェックリスト

令和7年4月1日

完了検査等申請時に、本チェックリストの提出をお願いします。

申請者氏名		
記入者（代理者）氏名	TEL	FAXorMAIL
申請地名地番（代表地番） 印西市		

完了検査等予定日時	月	日（ ）	午前・午後	時	分	（完了検査：7日以内、中間検査：4日以内）
確認番号	第	号				

完了検査等申請の提出時に本チェックリストの項目について内容確認の上、該当する各チェックボックスにレを記入し、必要事項を記載して下さい。下記事項が確認されていることを前提に、受理時の審査を行います。これらの内容の正式な審査は、受理後に行われます。

- ☐ 確認申請の設計図書通りに建築物等が施工されている。
- ☐ 規則第4条に規定する「図書の種類」が全てそろっている。（完了検査・建築物省エネ法に関する図書）
- ☐ 規則第4条の8に規定する「図書の種類」が全てそろっている。（中間検査）
- ☐ 申請書は、現行の書式を使用している。
- ☐ 工事が完了してから4日以内の提出である。

● 提出前の再確認

設計図書等と検査する建築物等における不整合又は不適合等が多数ある場合など、再度完了検査等の申請が必要となることがありますのでご注意ください。

- ・法7条の5による検査の特例 ☐あり ☐なし
- ・軽微な変更 ☐あり ☐なし
（事前に計画変更確認申請が必要な変更にあたらぬ事を確認してください）
- ・直前の確認申請から工事監理者、工事施工者の追加、変更 ☐あり ☐なし

● 受理時の審査事項

提出書類の確認【提出する書類にレを記入してください】

提出書類		備考
☐	完了検査申請書等	現行の様式をご確認ください。
必要に応じて添付する書類		備考
☐	委任状	様式任意で押印のあるもの
☐	軽微な変更説明書	変更前と変更後が分わかる図面や資料 様式任意
☐	確認申請書副本の写し 確認済証の写し	指定確認検査機関で確認済証の交付を受けた場合
☐	エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類等	印西市で判定したものについては不要
☐	設計住宅性能評価に要した図書及び書類等	設計住宅性能評価により省エネ適判を省略した場合
☐	長期優良住宅認定又は長期使用構造等の確認書に要した図書及び書類	長期優良住宅認定等により省エネ適判を省略した場合
☐	規則第4条第1項第2号の規定に基づく施工写真 （法7条の5の規定に基づく検査の特例を活用した場合）	・基礎配筋工事（全景、立上り、底盤、出隅、入隅など） ・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事（全景、接合部、金物類など） ・屋根の小屋組の工事（全景、火打ち梁など）

※下記項目に全て該当する場合は、提出する書類が変わりますので個別にご相談ください。

- ・確認済証の交付日が令和7年3月31日以前のもの
- ・確認申請の際に、法6条の4の規定による確認の特例を活用したもの
- ・工事着手日が令和7年4月1日以降のもの

1 工事監理等の記載・資格等の確認【内容の確認後、レを記入してください】

確認事項		適用	備考
☐	建築士法に規定する建築物に応じた工事監理の資格がある。	工事監理者	建築士法第3条、第3条の2、第3条の3

2 手数料の算定【該当箇所にレを記入して下さい。】

(1) 手数料の確認

①申請区分 ☐完了検査 (※1 工事着手日：令和 年 月 日)

☐中間検査 (※1 工事着手日：令和 年 月 日)

②検査対象床面積 S _____ m^2 ※2 ☐移転、大規模の修繕・模様替 $S \times 1/2$ _____ m^2

③減免 ☐減免規定適用

※1 工事着手日が令和7年3月31日以前である完了検査等の手数料は **(5)(6)(7)の旧手数料**になります。

※2 移転、大規模の修繕・模様替の場合：当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1

(2) 完了検査：建築物

建築物：床面積 S による（中間検査なし）			建築物：床面積 S による（中間検査あり）		
☐	$S \leq 30 m^2$	22,000 円	☐	$S \leq 30 m^2$	19,000 円
☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	28,000 円	☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	25,000 円
☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	38,000 円	☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	35,000 円
☐	その他※3	円	☐	その他※3	円

※3 200 m^2 を超える場合は、手数料表を参照

(3) 完了検査：建築設備、工作物

建築設備			工作物		
☐	小荷物専用昇降機	20,000 円	☐	煙突、広告塔、擁壁	22,000 円
☐	小荷物専用昇降機以外※4	36,000 円			

※4 小荷物専用昇降機以外：エレベーター、エスカレーター等

(4) 中間検査：建築物

建築物：床面積 S による					
☐	$S \leq 30 m^2$	19,000 円	☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	31,000 円
☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	25,000 円	☐	その他※3	円

※3 200 m^2 を超える場合は、手数料表を参照してください。

旧手数料（工事着手日が令和7年3月31日以前のものが適用）

(5) 完了検査：建築物の旧手数料

建築物：床面積 S による（中間検査なし）			建築物：床面積 S による（中間検査あり）		
☐	$S \leq 30 m^2$	10,000 円	☐	$S \leq 30 m^2$	9,000 円
☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	12,000 円	☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	11,000 円
☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	16,000 円	☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	15,000 円
☐	その他※5	円	☐	その他※5	円

※5 200 m^2 を超える場合は、お問い合わせください。

(6) 完了検査：工作物の旧手数料

工作物		
☐	煙突、広告塔、擁壁	9,000 円

(7) 中間検査：建築物の旧手数料

建築物：床面積 S による					
☐	$S \leq 30 m^2$	9,000 円	☐	$100 m^2 < S \leq 200 m^2$	15,000 円
☐	$30 m^2 < S \leq 100 m^2$	11,000 円	☐	その他※5	円

※5 200 m^2 を超える場合は、お問い合わせください。

検査手数料

_____ 円